

宝塚市総合教育会議検証委員の設置に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宝塚市総合教育会議検証委員（以下「委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 委員は3人以内とする。

2 委員は、公正かつ中立的な判断をすることができ、かつ、法律、教育について専門の学識経験を有する者をもって充てる。

（職務）

第3条 委員は、宝塚市いじめ問題再調査委員会調査報告書において示された提言に対する履行状況を担保するため、本市教育委員会におけるいじめ防止対策及び組織風土改革に関する取組及び改善状況について、関係者への聴き取りを行うなど検証・評価を行うとともに必要に応じて総合教育会議で意見を述べる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

（謝礼）

第5条 委員への謝礼については、別途定める宝塚市総合教育会議検証委員に係る謝礼金の取扱基準のとおり支給する。

（調査補助員）

第6条 第3条の職務の遂行に必要な調査を行わせるため、調査補助員を置くことができる。

2 前項の調査補助員は、委員による調査の補助を行う上で必要な知見を有する者をもって充てる。

3 前2条の規定は、第1項の調査補助員について準用する。

附則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月 日から施行する。

宝塚市総合教育会議検証委員の設置に関する要綱（案） 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、宝塚市総合教育会議検証委員（以下「委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 委員は3人以内とする。 2 委員は、公正かつ中立的な判断をすることができ、かつ、法律、教育について専門の学識経験を有する者をもって充てる。</p> <p>(職務) 第3条 委員は、宝塚市いじめ問題再調査委員会調査報告書において示された提言に対する履行状況を担保するため、本市教育委員会におけるいじめ防止対策及び組織風土改革に関する取組及び改善状況について、関係者への聴き取りを行うなど検証・評価を行うとともに必要に応じて総合教育会議で意見を述べる。</p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は2年とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(謝礼) 第5条 委員への謝礼については、別途定める宝塚市総合教育会議検証委員に係る謝礼金の取扱基準のとおり支給する。</p> <p>附則 この要綱は、令和2年7月14日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、宝塚市総合教育会議検証委員（以下「委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 委員は3人以内とする。 2 委員は、公正かつ中立的な判断をすることができ、かつ、法律、教育について専門の学識経験を有する者をもって充てる。</p> <p>(職務) 第3条 委員は、宝塚市いじめ問題再調査委員会調査報告書において示された提言に対する履行状況を担保するため、本市教育委員会におけるいじめ防止対策及び組織風土改革に関する取組及び改善状況について、関係者への聴き取りを行うなど検証・評価を行うとともに必要に応じて総合教育会議で意見を述べる。</p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は2年とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(謝礼) 第5条 委員への謝礼については、別途定める宝塚市総合教育会議検証委員に係る謝礼金の取扱基準のとおり支給する。</p> <p>(調査補助員) 第6条 <u>第3条の職務の遂行に必要な調査を行わせるため、調査補助員を置くことができる。</u> 2 <u>前項の調査補助員は、委員による調査の補助を行う上で必要な知見を有する者をもって充てる。</u> 3 <u>前2条の規定は、第1項の調査補助員について準用する。</u></p> <p>附則 この要綱は、令和2年7月14日から施行する。 <u>この要綱は、令和2年12月 日から施行する。</u></p>

宝塚市総合教育会議検証委員に係る謝礼金の取扱基準（案）

1. 謝礼金（税込み。調査補助員を含む。）

（1）会議出席

- ・1日当たり20,000円

（2）関係者聴き取り調査等

- ・1日当たり20,000円

（3）報道対応

- ・会議と同一日に実施される場合は、会議出席費に含まれるものとし、別日の場合は、1日当たり20,000円

附則

この基準は、令和2年7月14日から施行する。

附則

この基準は、令和2年12月 日から施行する。

宝塚市総合教育会議検証委員に係る謝礼金の取扱基準（案） 新旧対照表

現行	改正案
<p>1. 謝礼金（税込み_____）</p> <p>（1）会議出席 ・1日あたり20,000円</p> <p>（2）関係者聴き取り調査等 ・1日あたり20,000円</p> <p>（3）報道対応 ・会議と同一日に実施される場合は、会議出席費に含まれるものとし、別日の場合は、1日あたり20,000円</p> <p>附則 この基準は、令和2年7月14日から施行する。</p>	<p>1. 謝礼金（税込み、調査補助員を含む。）</p> <p>（1）会議出席 ・1日当たり20,000円</p> <p>（2）関係者聴き取り調査等 ・1日当たり20,000円</p> <p>（3）報道対応 ・会議と同一日に実施される場合は、会議出席費に含まれるものとし、別日の場合は、1日当たり20,000円</p> <p>附則 この基準は、令和2年7月14日から施行する。</p> <p>附則 この基準は、令和2年12月 日から施行する。</p>